

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木津川市長 谷口 雄一

| | |
|-------------------|---------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 木津川市 (262145) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 木津 (木津) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 6 年 9 月 4 日 (第 5 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、70歳以上の農業者が大半を占めている中、次の担い手となる農家の後継ぎが見込めないのが現状であり、今まで守り続けてきた農地の保全が危惧される。また、地域の農地周辺には住宅地が建設されており、荒廃農地となれば雑草の繁茂による生活環境被害の苦情が危惧される。
当地域地内の農地が広域であることから、農地を維持管理する営農組織の設立などの対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は地形的に水稻中心の耕作であるが、土羽水路や幅員狭小農道、不整形農地など耕作条件が悪い農地が存在することから、ほ場整備を行うことで農地の集積・集約化と作業の効率化により、生産コストの低下を図る。また、生産管理及び収穫調整等の近代化施設の整備を促進し、「うまい米づくり」と都市近郊型農業の振興、施設園芸の規模拡大による野菜生産地の形成を図る。
また、地区内で対応できない場合は、地区外からの農業法人の参入を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|-----------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 31.3 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 22.1 ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別途作成)

農業振興地域農用地区域の農用地及び利用権設定が行われている農地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者に対して面積拡大を図るとともに、多様な担い手や地域の保全組織をつくり、農地の集積・集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、耕地区画の整備、用排水路・農道の整備の基盤整備に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

広大な農地保全には多様な経営体として兼業農家・新規参入者が必要であり、府・市やJAと連携し、将来に向けて持続できる体制に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

水稻作付けには多くの農業機械を必要とし、機械の更新や維持に掛かる経費は、農業者にとって大きな負担となっている。負担を軽減農地の適切な保全を行うためには、地域内で農地保全組織を設立し、活用することで遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|------------------------------------|---|--|-------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】

- ②現在の消費者ニーズは「有機・減農薬・減肥料」を求めており、現状は各農家毎に肥培管理が異なり統一が難しいが、農地の集積・集約化を進めることで、統一した肥培管理が出来る。
- ⑤将来の効率的な農地利用として、栽培に適さない区域については、JA京都やましろが推奨する天王柿の栽培など、有効な土地利用を行う。
- ⑦多様な経営体で補うことができない農地については、地域内で保全組織を立ち上げ保全管理を行う。
- ⑧水稻栽培において労力・経費が掛かり、各戸で行うと非効率な乾燥・調整作業について、ミニライスセンターを設け多様な経営体や営農組織の確保を行う。